

## 議第 203 号 呉市川尻筆づくり資料館条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市川尻筆づくり資料館の観覧料について額の改定をするものです。

### 2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の観覧料の額との間に乖離<sup>かい</sup>が生じていることから、条例で定める観覧料の上限額について、「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率 1.2 を乗じた額に改定します。

なお、利用者区分ごとの観覧料の額は規則で定めており、その改定額は次の表のとおりです。

利用者区分		改正前額(円)	改正後額(円)
一般	個人	200	240
	20人以上の団体	160	200
高校生	個人	120	150
	20人以上の団体	90	110
小・中学生	個人	80	100
	20人以上の団体	60	80

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日